

## I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	府省名	厚生労働省				
沿革	昭和34年7月1日 中小企業退職金共済事業団設立 昭和39年10月15日 建設業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業退職金共済組合設立 昭和41年9月1日 清酒製造業退職金共済事業を開始することに伴い、清酒製造業退職金共済組合設立 昭和56年10月1日 建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して建設業・清酒製造業退職金共済組合を設立 昭和57年1月1日 林業退職金共済事業を開始することに伴い、建設業・清酒製造業退職金共済組合を建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合に変更 平成10年4月1日 中小企業退職金共済事業団と建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合を統合して勤労者退職金共済機構を設立 平成15年10月1日 独立行政法人勤労者退職金共済機構に移行 平成23年10月1日 独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い財形業務等について独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管						
中期目標期間	平成20年4月～平成25年3月						
役員数及び職員数 (平成24年1月1日現在) <small>※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。</small>	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	7人(2人)	5人(1人)	1人(1人)	276人		136人	
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度(要注)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	3,519	3,270	—	—	—	
	特別会計	7,547	7,465	8,989	9,332	9,251	8,904
	計	11,066	10,735	8,989	9,332	9,251	8,904
	うち運営費交付金	3,519	3,270	—	341	435	34
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	7,547	7,465	8,989	8,991	8,816	8,870
うち政府出資金	—	—	—	2	2	2	
支出予算額の推移 (単位:百万円)	540,854	535,282	572,215	707,130	849,516		
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移	▲300,471	▲130,642	▲148,945	▲116,858			
(単位:百万円)	発生要因	累積欠損金が発生している原因は、平成14年以前、法律で定められていた基本退職金額の前提となる予定運用利回					

		りが、実際の運用利回りを上回る水準となった時期が一定期間続いたことによるものである。			
	<b>見直し内容</b>	勤労者退職金共済機構が平成 17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、着実な累積欠損金の解消を図る。			
<b>運営費交付金債務残高</b> (単位:百万円)	111	0.2	—	113	
<b>行政サービス実施コストの推移</b> (単位:百万円)	241,187	▲165,626	26,794	▲26,388	
<b>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額</b>	業務の効率化等を図り、経費の削減を行う。				
<b>中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 23 年度実績)</b>	<p><b>○ 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の効率化に関する評価項目については、毎年度「B」であった「中期計画の定期的な進行管理」項目を除き、概ね総合評価「A」を得ている。「効率的な業務実施体制の確立」については、資産運用業務の一元化や清酒製造業退職金共済事業・林業退職金共済事業の運営一体化に向けた取り組み等により、平成 23 年度は「S」評価を得ている。</li> <li>運営費交付金を充当する一般管理費（退職手当は除く。）及び退職金共済事業経費の削減については、平成 19 年度予算に対し、削減目標は 18%以上のところ、21 年度決算では 17.5%を削減し、平成 22 年度には退職金共済事業における運営費交付金を廃止した。交付金を廃止した 22 年度以降も、各年度予算に対し 22 年度決算で 7.6%減、23 年度決算で 10.3%減となっており、着実に削減を行っている。</li> <li>人件費の削減についても、平成 17 年度比 15.0%（財形分を含む場合は 18.5%）削減と目標を上回る削減を行った。</li> <li>効率的な業務実施体制の確立のため、「業務・システム最適化計画」に基づき新システムを稼働させるとともに、「業務・システム最適化計画」の実施、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化、事務処理の効率化及び経費の削減、清退共・林退共の運営一体化に先駆けた定員削減等を行った。</li> </ul> <p><b>○ 確実な退職金支給のための取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職金未請求者等に対する取組については、「B」評価であった平成 23 年度を除き、総合評価において毎年「A」評価を得ている。</li> <li>各種の積極的な取組により、一般の中小企業退職金共済事業においては、取組開始前に 2.8%であった脱退後 2 年経過後の未請求率を、平成 24 年度までに 1%程度とする数値目標に対し、平成 23 年末時点で 1.8%となっており一定の進捗が認められる。</li> </ul> <p><b>○ 退職金制度への着実な加入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入促進対策の効果的な実施については、毎年、総合評価において「A」評価を得ている。</li> </ul>				

- ・ 平成 23 年度末において、数値目標である加入者数の目標達成率が、一般の中小企業退職金共済事業 105.4%、建設業退職金共済事業 100.3%、清酒製造業退職金共済事業 100.5%、林業退職金共済事業 108.8%となっており、機構全体としても加入目標を上回る実績を上げている。

#### ○ 累積欠損金の処理

- ・ 累積欠損金の処理については、平成 21 年度・23 年度は総合評価「A」、平成 22 年度は「B」、平成 20 年度は「C」となっている。
- ・ 一般の中小企業退職金共済事業においては、平成 19 年度末時点の 1,564 億円が平成 23 年度末時点では 1,741 億円（177 億円増加）に増加、林業退職金共済事業においては平成 19 年度末時点の 13.57 億円が平成 23 年度末時点では 13.04 億円（53 百万円解消）に減少しているが、金融市場の状況など外性的な要因も大きく影響していることに留意する必要がある。（なお、平成 23 年度は、単年度の解消すべき目安額（一般の中小企業退職金共済事業 180 億円、林業退職金共済事業 92 百万）を達成している。）

資産運用については、第三者による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率的運用を基本として実施しており、市場の低迷等の影響から、当期純損失を計上した年もあるが、全体として、各共済事業とも概ねベンチマークと同等のパフォーマンスが達成されている。

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構					府省名	厚生労働省	
事務及び事業名	中小企業退職金共済事業							
<b>事務及び事業の概要</b>	<p>勤労者退職金共済機構においては、以下の制度の運営を行っている。</p> <p>(1) 一般の中小企業退職金共済制度            中小企業の従業員（原則として期間雇用者等を除く全従業員）を対象。            事業主が金融機関を通じて毎月一定の掛金を納付すると、従業員が退職したときに、機構から直接当該従業員に退職金が支給される制度。</p> <p>(2) 特定業種退職金共済制度            特定業種（厚生労働大臣が指定：現在、建設業、清酒製造業、林業の三業種）において期間雇用される従業員を対象とし、現場で働く期間雇用者が所持する共済手帳に事業主が雇用日数に応じ共済証紙（日額：建設業 310 円、清酒製造業 300 円、林業 460 円）を貼付し、当該労働者が業界で働くことをやめたときに、機構から直接当該労働者に退職金が支給される制度。</p>							
<b>事務及び事業に係る予算額</b> (単位：百万円)		20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度 (要求)	
	<b>支出予算額</b>	540,854	535,282	572,215	531,243	527,473		
	<b>国からの財政支出額</b>	11,066	10,735	8,989	8,784	8,410	8,470	
<b>事務及び事業に係る職員数</b> (各年1月1日現在、ただし、24年度は4月1日現在)	常勤	257 人	257 人	255 人	254 人	247 人	-	
	非常勤	172 人	174 人	181 人	124 人	127 人	-	
<b>「基本方針」での指摘</b>	<p><b>1 業務の一元化、共通化による効率化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人全体の資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に行之、法人のコスト削減を図る。</li> <li>・ 清酒製造業退職金共済及び林業退職金共済の業務運営の一体化を進め、コスト削減を図る。</li> </ul> <p><b>2 未請求退職金の発生防止</b></p> <p>受給資格を有するにもかかわらず未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を更に強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退職後の早期住所把握（6ヶ月後から3ヶ月後）を行う。</li> <li>・ 住基ネットの活用を検討する。</li> </ul> <p><b>3 効果的な加入促進</b></p> <p>共済制度の基盤強化のため、更に効果的な加入促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市等での勧誘を強化する。</li> <li>・ 高い加入実績を得ている団体を積極的に活用するとともに、今後の新規拡大が見込まれる分野の業界団体</li> </ul>							

	<p>への委託等を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談コーナーを削減（8カ所から2カ所）するとともに、コールセンター化を検討する。</li> </ul>
<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p><b>1 確実な退職金支給のための取組</b></p> <p>(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組 次の取組等により、新たな未請求退職金の発生防止対策を重点的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「被共済者退職届」による被共済者の退職時の住所把握を徹底する</li> <li>・ 退職後3ヶ月及びその後一定期間経過後に未請求となっている被共済者に退職金の請求勧奨を実施する</li> </ul> <p>なお、退職後5年以上を経過した未請求者については、既に住所が把握できており請求が見込まれる者を中心に請求勧奨を実施する等、効果をもつつ、効率的な取組を実施する。</p> <p>(2) 特定業種退職金共済事業における取組</p> <p>ア 業界からの引退者への確実な退職金支給のための取組 次の取組等により、被共済者の情報を整備し、今後業界からの引退により退職金が請求できるようになる者に対する確実な退職金支給のための取組を重点的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規加入時及び共済手帳の更新時に被共済者の住所把握を徹底する。</li> <li>・ 上記の住所情報を活用し、過去3年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を行った上で、手帳更新を勧奨するとともに、既に業界を引退している者については請求勧奨を実施する。</li> <li>・ 更に、一定期間経過後も共済手帳の更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施するほか、効率的な請求勧奨等を実施できるようシステム整備を行う。</li> </ul> <p>なお、これまでに現況調査を行ってきた被共済者については、既に住所が把握できている者に対して、一定期間経過後、効果もみつつ、必要に応じ退職金の請求等を勧奨する。</p> <p>イ 共済証紙の適正な貼付に関する取組（建退共） 共済契約者に対する適正貼付の要請や加入履行証明書発行の際の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付に努める。</p>

	<p><b>2 効果的な加入促進対策の実施</b></p> <p>(1) 加入目標数の設定 次期中期目標期間における加入目標数は、第2期中期目標期間における加入目標の達成状況や各共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で設定する。</p> <p>(2) 加入促進業務の重点化 効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般の中小企業退職金共済事業：大都市等での対策強化、金融機関との連携強化 等</li> <li>・ 特定業種退職金共済事業：関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化 等</li> </ul> <p><b>3 財務内容の改善に向けた取組</b></p> <p>(1) 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、勤労者退職金共済機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」を必要に応じて見直しつつ、着実な累積欠損金の解消を図る。</p> <p>(2) 健全な資産運用の実施 市場環境の変化を踏まえ、安全かつ効率的な資産運用に努める。</p>
<p><b>備考〔補足説明〕</b></p>	<p>中小企業退職金共済制度は、長期間にわたり安定的に事業主から退職金の原資となる掛金を収納し、退職者に退職金を給付するものであるから、制度の継続性、資産管理の安全性、給付の確実性といった安定的・継続的な事業運営が不可欠である。</p> <p>このため、事業の目標、計画、評価等について国や第三者機関による一定の管理が行われ、主務大臣による理事長の任命、自主解散の制限等、制度を確実に実施するための担保措置が設けられている独立行政法人である勤労者退職金共済機構において当該制度を実施しているところである。</p> <p>当該制度を「廃止」することは、独力では退職金制度を確立することが困難な中小零細企業の労働者の福祉の増進に反するとともに、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」を行った場合には、当該制度の安定的・継続的な運営に支障を及ぼすことになる。</p> <p>当該制度がより多くの中小零細企業に普及することで、より多くの労働者が退職金制度の恩恵を受けられるようになることが重要であることから、効果的な加入促進対策を実施するとともに、確実に退職金を給付できるよう、退職金の未請求、共済手帳の未更新対策に重点的に取り組むこととする。また、財務内容を改善するため、累積欠損金の着実な解消を図るとともに、より安全かつ効率的な資産運用に努めることとする。</p>

行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務の効率化等を図り、経費の削減を行う。

## Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構			府省名	厚生労働省		
事務及び事業名	勤労者財産形成促進事業						
事務及び事業の概要	勤労者の財産形成を促進し、生活の安定を図るため、財形貯蓄を行っている勤労者を対象に、事業主を通じて貯蓄残高の10倍（最高4,000万円）までを低利で融資する制度の運営。						
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(要求)
	支出予算額	-	-	-	175,887	322,044	
	国からの財政支出額	-	-	-	548	841	434
事務及び事業に係る職員数 (23年度は10月1日現在、24年度は4月1日現在)	常勤	-人	-人	-人	22人	22人	-
	非常勤	-人	-人	-人	12人	12人	-
「基本方針」での指摘	<p>○ 雇用・能力開発機構からの業務移管                      利用件数が減少している状況等を踏まえ、財形教育融資業務（貸付業務）については廃止する。財形住宅融資業務については雇用・能力開発機構から引き継ぐ。</p>						
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p><b>1 中小企業に対する情報提供の充実</b>                      中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図る。</p> <p><b>2 自立した財政運営の実施</b>                      自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。</p>						
備考〔補足説明〕	<p>財形持家融資制度は、融資の申込みから資金交付、貸付金の回収までの一連の業務を一件の融資が完結するまでの長期間（最長35年）にわたって安定的かつ継続的に実施することが不可欠である。</p> <p>このため、事業の目標、計画、評価等について国や第三者機関による一定の管理が行われ、主務大臣による理事長の任命、自主解散の制限等、制度を確実に実施するための担保措置が設けられている独立行政法人である勤労者退職金共済機構において当該制度を実施しているところである。</p> <p>勤労者の持家率は自営業者に比べ依然低い（※）状況にある中、勤労者の財産形成を事業主と国が支援する当該制度を「廃止」することは、勤労者の福祉の増進に反するとともに、「民営化」、「他法人等への移管・一体的実施」、「他の事務及び事業との統合」を行った場合には、当該制度の安定的・継続的な運営に支障を及ぼすことになる。</p> <p style="text-align: center;">※ 持家率（総務省「平成20年度住宅土地統計調査」）勤労者世帯58.9%、自営業者世帯79.0%</p> <p>財形制度の普及の進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業により重点を置いた情報提供を行うこととする。</p>						



	運営費交付金を平成 25 年度より廃止する予定であり、今後は、自立的な財政規律の下で財政運営を実施することとする。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	業務の効率化等を図り、経費の削減を行う。

### Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名 勤労者退職金共済機構

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	○ 松戸宿舎は平成23年3月、越谷宿舎は平成24年3月に現物による国庫納付を行ったところであり、現在、保有している不要資産はない。		<p>越谷職員宿舎を国庫納付する。</p> <p>松戸職員宿舎の建物を国庫納付する。</p> <p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	○ 勤退機構ビル及び同別館については、外部有識者で構成する「退職金機構ビルのあり方に関する検討会」の意見を踏まえ、移転し土地を売却することが合理的であると考え、平成24年5月に池袋の賃貸ビルに本部を移転し、当該土地・建物については現在売却手続きを進めている。		<p>本部ビル(別館を含む)については、建物の耐用年数(耐用年数50年。現在42年経過)が経過した時点(それ以前であっても移転、売却が合理的となればその時点)で本部を移転し、土地を売却する。</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	○ 契約については、原則として一般競争入札用によるものとし、機構が策定した「随意契約等見直し計画」(平成20年度に締結した59件の随意契約を見直し5件にする。)に基づく取組を着実に進め、当該計画を達成した。監事、会計監査人による監査や、外部有識者からなる契約監視委員会の審査を受けるほか、自ら点検・見直しを行うなどしており、今後も引き続き、このような取り組みを行い、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行や一者応札・一者応募案件に係る改善を推進していくこととする。		<p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
② 契約に係る情報の公開	○ 「公共調達適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)や「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日内閣官房行政改革推進室長)に基づき、公表の対象となる契約がある場合には対応する。また、このような措置を講ずることについて、機構のホームページや入札公告等にその旨記載している。 なお、公表の対象となる契約はない。		<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	○ 機構に関連法人は存在しない。		<p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
④ 調達の見直し	○ 「公共サービス改革基本方針」に基づき、随意契約の点検・見直しを行い、一般競争入札等に移行するとともに、一般競争入札等についても、応札者の検討期間を十分に確保するため公告期間の改善、入札参加資格の緩和等を行い、一者応札・一者応募の改善に取り組んでいる。		<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考(補足説明)	(参考)基本方針の関連部分
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b> <b>① 人件費の適正化</b>	<p>○ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。</p> <p>また、総人件費については、政府の方針を踏まえた対応を行う。</p>		<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>
<b>② 管理運営の適正化</b>	<p>① 事務・事業の見直しに的確に対応し、効率的・効果的な業務運営を図る観点から、必要な見直し等を図るとともに、業務運営の効率化等により経費の節減を推進する。</p> <p>② 各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務の効率化や安全・確実性の向上を図る。</p>		<p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p> <p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
<b>5. 自己収入の拡大</b>	<p>—</p>		<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の版權、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
<b>6. 事業の審査、評価</b>	<p>○ 複数の候補案件から選択を要する事業については該当する案件はないが、退職金共済事業が適切に運営されるよう、資産の運用について外部有識者からなる資産運用評価委員会による評価を行う等、第三者による効果的な外部評価の仕組みを導入している。</p> <p>評価結果については、資産運用に適切に反映させるとともに、評価報告書、評価結果の反映状況等についてHP上で公表している。</p>		<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
<b>7. その他</b>	<p>① 被災によるシステム機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施し、事業継続性について順次強化を図る。</p> <p>② 共済契約者や被共済者等に対するサービスの向上に向け、コールセンターの充実によりニーズに即した相談対応を図るとともに、きめ細やかな情報の提供を行う。</p>		<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>